

公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

目次

○ 鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）（第二条関係）	1
○ 自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）（第三条関係）	3
○ 漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）（第四条関係）	5
○ 航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号）（第五条関係）	8
○ 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）（第六条関係）	10
○ 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（第七条関係）	12
○ 回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）（第八条関係）	14
○ 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）（第九条関係）	17
○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令（平成十八年政令第三百三十三号）（第十条関係）	20
○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十六号）（十一条関係）	21
○ 公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）（十二条関係）	23
○ 樹木採取権登録令（令和元年政令第四百十八号）（十三条関係）	25
○ 漁港水面施設運営権登録令（令和五年政令第三百二十八号）（十四条関係）	27
○ 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（令和六年政令第三百四十一号）（第十五条関係）	29
○ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（第十六条関係）	31
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（第十七条関係）	32
○ 実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）（附則第三条関係）	34
○ 商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）（附則第三条関係）	36

○ 意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）（附則第四条関係）	39
○ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）（附則第五条関係）	41

改正案	現行
<p>（信託の登録の申請の手續）</p> <p>第六十八条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）<u>第一条第一項第一号</u>に規定する公益信託であるときは、その旨</p> <p>八〇十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第七十三条 受託者の任務が死亡、破産手續開始の決定、後見開始若しくは保佐開始の審判、法人の合併以外の理由による解散、裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十三條第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六條第一項に規定する特定終了事由をいう。）によつて終了したときは、前条第一項の登録は、新受託者だけで申請することができる。</p> <p>2（略）</p>	<p>（信託の登録の申請の手續）</p> <p>第六十八条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）<u>第一条</u>に規定する公益信託であるときは、その旨</p> <p>八〇十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第七十三条 受託者の任務が死亡、破産手續開始の決定、後見開始若しくは保佐開始の審判、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。）の解任の命令によつて終了したときは、前条第一項の登録は、新受託者だけで申請することができる。</p> <p>2（略）</p>

(削る)

第七十六条 (略)

(削る)

第七十七条 (略)

第七十八条 前三条に規定する場合を除き、第六十八条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、その変更を証する書面を添付して、鉱業信託原簿の記載を申請しなければならない。

2・3 (略)

第七十九条 (略)

(受託者の解任の付記)

第八十条 経済産業大臣は、第七十五条の規定により受託者の解任に関する鉱業信託原簿の記載をしたときは、職権で、鉱業原簿にその旨を付記しなければならない。

第七十六条 主務官庁は、受託者を解任したとき、又は信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したときは、遅滞なく、鉱業信託原簿の記載を嘱託しなければならない。

第七十七条 (略)

2 主務官庁は、信託の変更を命じたときは、遅滞なく、鉱業信託原簿の記載を嘱託しなければならない。

第七十八条 (略)

第七十九条 第七十五条から前条までに規定する場合を除き、第六十八条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、その変更を証する書面を添付して、鉱業信託原簿の記載を申請しなければならない。

2・3 (略)

第七十九条の二 (略)

(受託者の解任の付記)

第八十条 経済産業大臣は、第七十五条又は第七十六条の規定により受託者の解任に関する鉱業信託原簿の記載をしたときは、職権で、鉱業原簿にその旨を付記しなければならない。

改正案	現行
<p>（信託の登録の申請書）</p> <p>第六十一条 信託の登録の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）<u>第二条第一項第一号</u>に規定する公益信託であるときは、その旨</p> <p>八〇十一（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（受託者の変更による登録等）</p> <p>第六十四条 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散、裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。）により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する自動車についてする受託者の変更による権利の移転の登録は、第十条の規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者だけで申請することができる</p>	<p>（信託の登録の申請書）</p> <p>第六十一条 信託の登録の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）<u>第一条</u>に規定する公益信託であるときは、その旨</p> <p>八〇十一（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（受託者の変更による登録等）</p> <p>第六十四条 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第六十六条第二項において同じ。）の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する自動車についてする受託者の変更による権利の移転の登録は、第十条の規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者だけで申請す</p>

<p>2 (略)</p> <p>(嘱託による信託の変更の登録)</p> <p>第六十六条 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>。 ことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(嘱託による信託の変更の登録)</p> <p>第六十六条 (略)</p> <p>2 主務官庁は、受託者を解任したとき、信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したとき、又は信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の変更の登録を運輸監理部長又は運輸支局長に嘱託しなければならない。</p>
--	---

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 登録の手續</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 信託（第四十九条―第六十一条）</p> <p>附則</p> <p>（信託の登録の申請の手續）</p> <p>第五十一条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）<u>第二条第一項第一号</u>に規定する公益信託であるときは、その旨</p> <p>八～十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第五十六条 受託者の任務が死亡、破産手續開始の決定、後見開始若しくは保佐開始の審判、法人の合併以外の理由による解散、裁</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 登録の手續</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 信託（第四十九条―<u>第六十二条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（信託の登録の申請の手續）</p> <p>第五十一条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）<u>第一条</u>に規定する公益信託であるときは、その旨</p> <p>八～十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第五十六条 受託者の任務が死亡、破産手續開始の決定、後見開始若しくは保佐開始の審判、法人の合併以外の理由による解散又は</p>

判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十三條第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六條第一項に規定する特定終了事由をいう。）によつて終了したときは、前条第一項の登録は、新受託者だけで申請することができる。

2 (略)

(削る)

第五十八條 (略)

第五十九條 前二條に規定する場合を除き、第五十一條第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、その変更を証する書面を添付して、漁業信託登録簿の登録を申請しなければならない。

2・3 (略)

第六十條 (略)

裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。）の解任の命令によつて終了したときは、前条第一項の登録は、新受託者だけで申請することができる。

2 (略)

第五十八條 主務官庁は、受託者を解任したとき、信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したとき、又は信託の変更を命じたときは、遅滞なく、漁業信託登録簿の登録を登録庁に囑託しなければならない。

第五十九條 (略)

第六十條 前三條に規定する場合を除き、第五十一條第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、その変更を証する書面を添付して、漁業信託登録簿の登録を申請しなければならない。

2・3 (略)

第六十一條 (略)

(受託者の解任の付記)

第六十一条 登録庁は、第五十七条の規定により受託者の解任に関する漁業信託登録簿の登録をしたときは、漁業権登録簿にその旨を付記しなければならない。

(受託者の解任の付記)

第六十二条 登録庁は、第五十七条又は第五十八条の規定により受託者の解任に関する漁業信託登録簿の登録をしたときは、漁業権登録簿にその旨を付記しなければならない。

改正案	現行
<p>（信託の登録の申請書）</p> <p>第四十九条 信託の登録の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）<u>第二条第一項第一号</u>に規定する公益信託であるときは、その旨</p> <p>八～十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（受託者の変更による登録等）</p> <p>第五十二条 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散、裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。）により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する航空機についてする受託者の変更による権利の移転の登録は、新たに選任された当該受託者だけで申請することができる。</p>	<p>（信託の登録の申請書）</p> <p>第四十九条 信託の登録の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）<u>第一条</u>に規定する公益信託であるときは、その旨</p> <p>八～十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（受託者の変更による登録等）</p> <p>第五十二条 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第五十四条第二項において同じ。）の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する航空機についてする受託者の変更による権利の移転の登録は、新たに選任された当該受託者だけで申請することができる。</p>

2
(略)

(嘱託による信託の変更の登録)

第五十四条 (略)

(削る)

2
(略)

(嘱託による信託の変更の登録)

第五十四条 (略)

2 主務官庁は、受託者を解任したとき、信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したとき、又は信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の変更の登録を嘱託しなければならない。

改正案	現行
<p>（信託の登録の申請の手續）</p> <p>第五十八条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第一条第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨</p> <p>八〇十一（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>第六十三条 受託者の任務が死亡、破産手続開始の決定、後見開始若しくは保佐開始の審判、法人の合併以外の理由による解散、裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。）により終了したときは、前条第一項の登録は、新受託者だけで申請することができる。</p> <p>二（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（信託の登録の申請の手續）</p> <p>第五十八条 信託の登録の申請をするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨</p> <p>八〇十一（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>第六十三条 受託者の任務が死亡、破産手続開始の決定、後見開始若しくは保佐開始の審判、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。）の解任の命令により終了したときは、前条第一項の登録は、新受託者だけで申請することができる。</p> <p>二（略）</p> <p>第六十五条 主務官庁は、受託者を解任したとき、又は信託管理人</p>

第六十五条 (略)

(削る)

第六十六条 (略)

第六十七条 前三条に規定する場合を除き、第五十八条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、その変更を証する書面を添付して、特許信託原簿の登録を申請しなければならない。

2・3 (略)

第六十八条 (略)

(受託者の解任の付記)

第六十九条 特許庁長官は、第六十四条の規定により受託者の解任に関し特許信託原簿に登録したときは、職権で、特許登録原簿又は特許仮実施権原簿にその旨を付記しなければならない。

若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したときは、遅滞なく、特許信託原簿の登録の特許庁に嘱託するものとする。

第六十六条 (略)

2 主務官庁は、信託の変更を命じたときは、遅滞なく、特許信託原簿の登録の特許庁に嘱託するものとする。

第六十七条 (略)

第六十八条 第六十四条から前条までに規定する場合を除き、第五十八条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、その変更を証する書面を添付して、特許信託原簿の登録を申請しなければならない。

2・3 (略)

第六十八条の二 (略)

(受託者の解任の付記)

第六十九条 特許庁長官は、第六十四条又は第六十五条の規定により受託者の解任に関し特許信託原簿に登録したときは、職権で、特許登録原簿又は特許仮実施権原簿にその旨を付記しなければならない。

改正案	現行
<p>（信託の登録の申請書）</p> <p>第三十六条 信託の登録の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）<u>第二条第一項第一号</u>に規定する公益信託であるときは、その旨</p> <p>八～十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第四十条 受託者の任務が死亡、破産手続開始の決定、後見開始若しくは保佐開始の審判、法人の合併以外の理由による解散、裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。）により終了し、新たに受託者が選任されたときは、前条第一項の登録は、新たに選任された当該受託者だけで申請することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（信託の登録の申請書）</p> <p>第三十六条 信託の登録の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）<u>第一条</u>に規定する公益信託であるときは、その旨</p> <p>八～十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第四十条 受託者の任務が死亡、破産手続開始の決定、後見開始若しくは保佐開始の審判、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第四十二条において同じ。）の解任の命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、前条第一項の登録は、新たに選任された当該受託者だけで申請することができる。</p> <p>2 （略）</p>

第四十二条 削除

(信託の変更の登録の申請)

第四十四条 第四十一条及び前条に規定するもののほか、第三十六条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、信託の変更の登録を申請しなければならない。

2・3 (略)

第四十二条 主務官庁は、受託者を解任したとき、信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したとき、又は信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の変更の登録を文化庁長官に嘱託するものとする。

(信託の変更の登録の申請)

第四十四条 前三条に規定するもののほか、第三十六条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、信託の変更の登録を申請しなければならない。

2・3 (略)

○ 回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和六十年政令第三百二十六号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 登録の手續</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 信託に関する手續（第五十三条―第六十五条）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（信託の登録の申請の手續）</p> <p>第五十五条 信託の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）<u>第二条第一項第一号</u>に規定する公益信託であるときは、その旨</p> <p>八～十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第六十条 受託者の任務が死亡、破産手續開始の決定、後見開始若</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 登録の手續</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 信託に関する手續（第五十三条―第六十五条の二）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（信託の登録の申請の手續）</p> <p>第五十五条 信託の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）<u>第一条</u>に規定する公益信託であるときは、その旨</p> <p>八～十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第六十条 受託者の任務が死亡、破産手續開始の決定、後見開始若</p>

しくは保佐開始の審判、法人の合併以外の理由による解散、裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。）により終了したときは、前条第一項の登録は、新受託者だけで申請することができる。

2 (略)

(削る)

第六十二条 (略)

(削る)

第六十三条 (略)

第六十四条 前三条に規定する場合を除き、第五十五条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、その変更を証する書面を添付して、回路配置原簿の登録を申請しなければならない。

2・3 (略)

しくは保佐開始の審判、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。）の解任の命令により終了したときは、前条第一項の登録は、新受託者だけで申請することができる。

2 (略)

第六十二条 主務官庁は、受託者を解任したとき、又は信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したときは、遅滞なく、その旨の登録を経済産業大臣に嘱託するものとする。

第六十三条 (略)

2 主務官庁は、信託の変更を命じたときは、遅滞なく、その旨の登録を経済産業大臣に嘱託するものとする。

第六十四条 (略)

第六十五条 第六十一条から前条までに規定する場合を除き、第五十五条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、遅滞なく、その変更を証する書面を添付して、回路配置原簿の登録を申請しなければならない。

2・3 (略)

第六十五条 (略)

(登録機関が設定登録等事務を行う場合における規定の適用)

第六十六条 法第二十八条第一項の規定により登録機関が設定登録等事務を行う場合における第七条、第九条、第十四条、第二十条第二項、第二十四条、第二十五条、第二十九条第一項及び第二項(第三十条第二項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項、第三十五条第二項、第三十七条、第五十一条、第五十二条の二第三項(第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条の五並びに第六十一条から第六十三条までの規定の適用については、これらの規定(第二十四条を除く。)中「経済産業大臣」とあるのは「登録機関」と、第二十四条第四号及び第二十五条第一項第八号中「登録免許税」とあるのは「登録免許税及び手数料」とする。

第六十五条の二 (略)

(登録機関が設定登録等事務を行う場合における規定の適用)

第六十六条 法第二十八条第一項の規定により登録機関が設定登録等事務を行う場合における第七条、第九条、第十四条、第二十条第二項、第二十四条、第二十五条、第二十九条第一項及び第二項(第三十条第二項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項、第三十五条第二項、第三十七条、第五十一条、第五十二条の二第三項(第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条の五、第六十一条(第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)並びに第六十四条の規定の適用については、これらの規定(第二十四条を除く。)中「経済産業大臣」とあるのは「登録機関」と、第二十四条第四号及び第二十五条第一項第八号中「登録免許税」とあるのは「登録免許税及び手数料」とする。

○ 社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（受託者の変更）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信託法第五十六条第一項（第五号及び第七号に係る部分を除くものとし、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十七條の十二第三項、第三十八條第三項、第四十九條第三項及び第五十八條第三項において同じ。）の規定により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が就任したときは、新受託者も、増額記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増額記載等申請と同時にしなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（受託者の変更）</p> <p>第二十七條の十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信託法第五十六条第一項の規定により受託者の任務が終了した</p>	<p>（受託者の変更）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信託法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第八條の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合においては、新受託者も、増額記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増額記載等申請と同時にしなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（受託者の変更）</p> <p>第二十七條の十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信託法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号</p>

場合において、新受託者が就任したときは、新受託者も、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増加記載等申請と同時にしなければならない。

4 (略)

(受託者の変更)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 信託法第五十六条第一項の規定により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が就任したときは、新受託者も、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増加記載等申請と同時にしなければならない。

4 (略)

(受託者の変更)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 信託法第五十六条第一項の規定により受託者の任務が終了した

又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合においては、新受託者も、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増加記載等申請と同時にしなければならない。

4 (略)

(受託者の変更)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 信託法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合においては、新受託者も、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増加記載等申請と同時になければならない。

4 (略)

(受託者の変更)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 信託法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号

場合において、新受託者が就任したときは、新受託者も、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増加記載等申請と同時にしなければならない。

4 (略)

(受託者の変更)

第五十八条 (略)

2 (略)

3 信託法第五十六条第一項の規定により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が就任したときは、新受託者も、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増加記載等申請と同時にしなければならない。

4 (略)

又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合においては、新受託者も、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増加記載等申請と同時にしなければならない。

4 (略)

(受託者の変更)

第五十八条 (略)

2 (略)

3 信託法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合においては、新受託者も、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増加記載等申請と同時にしなければならない。

4 (略)

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令（平成十八年政令第三百三号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（委員の任命）</p> <p>第三条 委員は、人格が高潔であつて、合議制の機関の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、都道府県知事が任命するものとする。</p>	<p>（委員の任命）</p> <p>第三条 委員は、人格が高潔であつて、合議制の機関の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、都道府県知事が任命するものとする。</p>

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十六号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者）</p> <p>第二条 法第五条第四号の政令で定める特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（<u>法第五条第四号イ又はロに規定する行為に該当するものを除く。</u>）を行う個人又は団体</p> <p>二 （略）</p> <p>（公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けることができる法人）</p> <p>第九条 法第五条第二十号トの政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げる法人以外の法人のうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>イ〜ニ （略）</p> <p>ホ 法令等の規定により、残余財産を当該法人の目的に類似す</p>	<p>（特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者）</p> <p>第二条 法第五条第四号の政令で定める特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（<u>公益法人に対して当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。</u>）を行う個人又は団体</p> <p>二 （略）</p> <p>（公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けることができる法人）</p> <p>第九条 法第五条第二十号トの政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げる法人以外の法人のうち、次のいずれにも該当するもの</p> <p>イ〜ニ （略）</p> <p>ホ 法令等の規定により、残余財産を当該法人の目的に類似す</p>

る目的のために処分し、若しくは当該法人の目的に類似する公益事務（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第二号に規定する公益事務をいう。）をその目的とする公益信託（同項第一号に規定する公益信託をいう。）の信託財産とし、又は国若しくは地方公共団体に帰属させることが定められていること。

る目的のために処分し、又は国若しくは地方公共団体に帰属させることが定められていること。

改正案	現行
<p>（信託の登録の登録事項）</p> <p>第四十八条 信託の登録の登録事項は、第二十二條第二項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）<u>第二條第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨</u></p> <p>八～十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（受託者の変更による登録等）</p> <p>第五十一条 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散、裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十三條第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六條第一項に規定する特定終了事由をいう。）により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する公共施設等運営権等についてする受託者の変更による移転の登録は、第二十三條の規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者が単独で申請する</p>	<p>（信託の登録の登録事項）</p> <p>第四十八条 信託の登録の登録事項は、第二十二條第二項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）<u>第一條に規定する公益信託であるときは、その旨</u></p> <p>八～十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（受託者の変更による登録等）</p> <p>第五十一条 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第五十三條第二項において同じ。）の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する公共施設等運営権等についてする受託者の変更による移転の登録は、第二十三條の規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者が</p>

ことができる。

2 (略)

(嘱託による信託の変更の登録)

第五十三条 (略)

(削る)

単独で申請することができる。

2 (略)

(嘱託による信託の変更の登録)

第五十三条 (略)

2| 主務官庁は、受託者を解任したとき、信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したとき、又は信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の変更の登録を内閣総理大臣に嘱託しなければならない。

○ 樹木採取権登録令（令和元年政令第四百四十八号）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（信託の登録の登録事項）</p> <p>第四十八条 信託の登録の登録事項は、第二十二條第二項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）<u>第二條第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨</u></p> <p>八～十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（受託者の変更による登録等）</p> <p>第五十一条 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散、裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十三條第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六條第一項に規定する特定終了事由をいう。）により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する樹木採取権等についてする受託者の変更による移転の登録は、第二十三條の規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者が単独で申請することが</p>	<p>（信託の登録の登録事項）</p> <p>第四十八条 信託の登録の登録事項は、第二十二條第二項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）<u>第一條に規定する公益信託であるときは、その旨</u></p> <p>八～十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（受託者の変更による登録等）</p> <p>第五十一条 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第五十三條第二項において同じ。）の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する樹木採取権等についてする受託者の変更による移転の登録は、第二十三條の規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者が単独で</p>

できる。

2 (略)

(嘱託による信託の変更の登録)

第五十三条 (略)

(削る)

申請することができる。

2 (略)

(嘱託による信託の変更の登録)

第五十三条 (略)

2| 主務官庁は、受託者を解任したとき、信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したとき、又は信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の変更の登録を農林水産大臣に嘱託しなければならない。

改正案	現行
<p>（信託の登録の登録事項）</p> <p>第四十九条 信託の登録の登録事項は、第二十二條第二項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）<u>第二條第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨</u></p> <p>八～十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（受託者の変更による登録等）</p> <p>第五十二條 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散、裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十三條第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六條第一項に規定する特定終了事由をいう。）により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する漁港水面施設運営権等についてする受託者の変更による移転の登録は、第二十三條の規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者が単独で申請す</p>	<p>（信託の登録の登録事項）</p> <p>第四十九条 信託の登録の登録事項は、第二十二條第二項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）<u>第一條に規定する公益信託であるときは、その旨</u></p> <p>八～十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（受託者の変更による登録等）</p> <p>第五十二條 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第五十四條第二項において同じ。）の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する漁港水面施設運営権等についてする受託者の変更による移転の登録は、第二十三條の規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者</p>

ることができる。

2 (略)

(嘱託による信託の変更の登録)

第五十四条 (略)

(削る)

が単独で申請することができる。

2 (略)

(嘱託による信託の変更の登録)

第五十四条 (略)

2| 主務官庁は、受託者を解任したとき、信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したとき、又は信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の変更の登録を農林水産大臣に嘱託しなければならない。

○ 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（令和六年政令第三百四十一号）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（信託の登録の登録事項）</p> <p>第三十九条 信託の登録の登録事項は、第二十二條第二項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）<u>第一条第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨</u></p> <p>八～十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（受託者の変更による登録等）</p> <p>第四十二条 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散、<u>裁判所の解任命令又は特定終了事由（公益信託に関する法律第三十三條第三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六條第一項に規定する特定終了事由をいう。）</u>により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する試掘権について受託者の変更による移転の登録は、第二十三條の規定にかかわらず</p>	<p>（信託の登録の登録事項）</p> <p>第三十九条 信託の登録の登録事項は、第二十二條第二項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）<u>第一条に規定する公益信託であるときは、その旨</u></p> <p>八～十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（受託者の変更による登録等）</p> <p>第四十二条 受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散又は<u>裁判所若しくは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第四十四條第二項において同じ。）の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する試掘権について受託者の変更による移転の登録は、第二十三條の</u></p>

ず、新たに選任された当該受託者が単独で申請することができる。

2 (略)

(嘱託による信託の変更の登録)

第四十四条 (略)

(削る)

規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者が単独で申請することができる。

2 (略)

(嘱託による信託の変更の登録)

第四十四条 (略)

2| 主務官庁は、受託者を解任したとき、信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したとき、又は信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の変更の登録を経済産業大臣に嘱託しなければならない。

○ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政策統括官の職務）</p> <p>第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる事務</p> <p>(1) (40) （略）</p> <p>(41) 公益信託に関すること。</p>	<p>（政策統括官の職務）</p> <p>第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる事務</p> <p>(1) (40) （略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十一（略）</p> <p>（削る）</p> <p>二十二〜二十四（略）</p> <p>二十五 一般戦災死没者（今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。第二十二条第十一号において同じ。）に対して追悼の意を表す事務に關すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二十六〜二十九（略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第二十二條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十一（略）</p> <p>二十二 公益信託の監督に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。</p> <p>二十三〜二十五（略）</p> <p>二十六 一般戦災死没者（今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。第二十二条第十二号において同じ。）に対して追悼の意を表す事務に關すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二十七〜三十（略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第二十二條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 公益信託の監督に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。</p>

八〇十四 (略)

(文教研修施設の指定)

第百三十二条 自治大学校、情報通信政策研究所及び統計研究研修所は、総務省設置法第四条第一項第九十二号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

九〇十五 (略)

(文教研修施設の指定)

第百三十二条 自治大学校、情報通信政策研究所及び統計研究研修所は、総務省設置法第四条第一項第九十三号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

改正案	現行
<p>（特許登録令の準用）</p> <p>第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条から第三十七条まで、第三十八条（第一項第六号を除く。）、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十三条まで、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く。）及び第五十五条の五から第六十九条まで（登録の手續）の規定は、実用新案に関する登録の手續に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「実用新案法第二条の五第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十七条第一号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「実用新案登録番号」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「実用新案法第二十六条において準用する特許法第七十三条第二項（実用新案法第十八条第三項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許法第七十七条第一項」とあるのは</p>	<p>（特許登録令の準用）</p> <p>第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条から第三十七条まで、第三十八条（第一項第六号を除く。）、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十三条まで、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く。）及び第五十五条の五から第六十九条まで（登録の手續）の規定は、実用新案に関する登録の手續に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「実用新案法第二条の五第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十七条第一号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「実用新案登録番号」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「実用新案法第二十六条において準用する特許法第七十三条第二項（実用新案法第十八条第三項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許法第七十七条第一項」とあるのは</p>

「実用新案法第三十一条第一項」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「実用新案登録番号」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第六号を除く。）」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「実用新案法第二十五条第一項」と、同令第六十六条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「実用新案登録原簿」と読み替えるものとする。

「実用新案法第三十一条第一項」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「実用新案登録番号」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第六号を除く。）」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「実用新案法第二十五条第一項」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「実用新案登録原簿」と読み替えるものとする。

○ 商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特許登録令の準用）</p> <p>第十条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条（第一項第六号を除く。）、第三十九条から第四十二条まで、第四十三条第一項及び第二項、第四十六条から第五十三条まで、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く。）並びに第五十五条の五から第六十九条まで（登録の手続）の規定は、商標に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「商標法第七十七条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十七条中「一 特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「一 商標登録の登録番号又は商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、「六 登録の目的」とあるのは</p> <p>七 商標法第八 商標法第</p>	<p>（特許登録令の準用）</p> <p>第十条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条（第一項第六号を除く。）、第三十九条から第四十二条まで、第四十三条第一項及び第二項、第四十六条から第五十三条まで、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く。）並びに第五十五条の五から第六十九条まで（登録の手続）の規定は、商標に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「商標法第七十七条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十七条中「一 特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「一 商標登録の登録番号又は商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、「六 登録の目的」とあるのは</p> <p>七 商標法第八 商標法第</p>

的

二十四条第一項の規定による商標権の分割の登録を申請するとき
二十四条の二第一項の規定による移転の登録を申請するときは、

は、その分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の
その移転に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

区分 と、同令第三十条第二号中「若しくは世界貿易機関の加盟

—

国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の
締約国」と、同号イ中「同盟国又は加盟国」とあるのは「同盟国
、加盟国又は締約国」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七
十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含
む。）」とあるのは「商標法第三十五条において準用する特許法
第七十三条第二項（商標法第三十条第四項において準用する特許
法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令
第三十七条第二項中「特許権の設定の登録は、特許法第七十七条第
一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料」とあ
るのは「商標権（商標法第六十八条の二十に規定する国際登録に
基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）及び
同法第六十八条の三十五の規定により設定の登録をすべき商標権

的

二十四条第一項の規定による商標権の分割の登録を申請するとき
二十四条の二第一項の規定による移転の登録を申請するときは、

は、その分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の
その移転に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

区分 と、同令第三十条第二号中「若しくは世界貿易機関の加盟

—

国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の
締約国」と、同号イ中「同盟国又は加盟国」とあるのは「同盟国
、加盟国又は締約国」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七
十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含
む。）」とあるのは「商標法第三十五条において準用する特許法
第七十三条第二項（商標法第三十条第四項において準用する特許
法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令
第三十七条第二項中「特許権の設定の登録は、特許法第七十七条第
一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料」とあ
るのは「商標権（商標法第六十八条の二十に規定する国際登録に
基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）及び
同法第六十八条の三十五の規定により設定の登録をすべき商標権

を除く。)又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録又は存続期間を更新した旨の登録は、同法第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第七項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定による登録料」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)」とあるのは「商標登録の登録番号若しくは商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第六号を除く。)」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「商標法第三十四条第一項」と、同令第五十五条の四第一項中「又はこれを目的とする質権」とあるのは「若しくは通常使用権又はこれらの権利を目的とする質権」と、同令第六十二条第一項中「特許権その他特許に関する権利の移転の登録」とあるのは「商標権その他商標に関する権利(国際登録に基づく商標権を除く。)の移転の登録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託原簿の登録」と、同令第六十六条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「商標登録原簿」と読み替えるものとする。

を除く。)又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録又は存続期間を更新した旨の登録は、同法第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第七項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定による登録料」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)」とあるのは「商標登録の登録番号若しくは商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第六号を除く。)」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「商標法第三十四条第一項」と、同令第五十五条の四第一項中「又はこれを目的とする質権」とあるのは「若しくは通常使用権又はこれらの権利を目的とする質権」と、同令第六十二条第一項中「特許権その他特許に関する権利の移転の登録」とあるのは「商標権その他商標に関する権利(国際登録に基づく商標権を除く。)の移転の登録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託原簿の登録」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「商標登録原簿」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（登録の順序）</p> <p>第六条の四（略）</p> <p>2 職権による登録は、登録の原因が発生した順序に従ってしなければならぬ。ただし、意匠権の設定の登録（意匠法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願についてのものを除く。）は、同法第四十二条第一項の規定による第一年分の登録料の納付があつた順序に従ってしなければならない。</p> <p>（特許登録令の準用）</p> <p>第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条から第三十六条まで、第三十八条（第一項第六号を除く。）、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十三条まで、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く。）及び第五十五条の五から第六十九条まで（登録の手続）の規定は、意匠に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十七条第一号中「特許番</p>	<p>（登録の順序）</p> <p>第六条の四（略）</p> <p>2 職権による登録は、登録の原因が発生した順序に従ってしなければならぬ。ただし、意匠権の設定の登録（意匠法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願についてのものを除く。）は、同法第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付があつた順序に従ってしなければならない。</p> <p>（特許登録令の準用）</p> <p>第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条から第三十六条まで、第三十八条（第一項第六号を除く。）、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十三条まで、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四（第二項を除く。）及び第五十五条の五から第六十九条まで（登録の手続）の規定は、意匠に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十七条第一号中「特許番</p>

号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「意匠登録番号」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「意匠法第三十六条において準用する特許法第七十三条第二項（意匠法第二十七条第四項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「意匠登録番号」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第六号を除く。）」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「意匠法第三十五条第一項」と、同令第六十六条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「意匠登録原簿」と読み替えるものとする。

号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「意匠登録番号」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「意匠法第三十六条において準用する特許法第七十三条第二項（意匠法第二十七条第四項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「意匠登録番号」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第六号を除く。）」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「意匠法第三十五条第一項」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「意匠登録原簿」と読み替えるものとする。

○ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定登録機関が登録事務を行う場合における著作権法施行令等の規定の適用）</p> <p>第六条 法第五条第一項の規定により指定登録機関が登録事務を行う場合における第二条第一項及び第三条並びに著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二十条、第二十一条の第二項ただし書、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項及び第二項（同令第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第二十六条第一項、第三十四条の三第三項（同令第三十四条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第三十四条の六、第三十六条第三項、第四十一条並びに第四十三条の規定の適用については、第二条第一項及び第三条の規定中「文化庁長官」とあるのは「法第五条第一項に規定する指定登録機関」と、同令第二十条中「文化庁長官」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第五条第一項に規定する指定登録機関（以下単に「指定登録機関」という。）」と、同令第二十一条の二第二項ただし書、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条第一項、第</p>	<p>（指定登録機関が登録事務を行う場合における著作権法施行令等の規定の適用）</p> <p>第六条 法第五条第一項の規定により指定登録機関が登録事務を行う場合における第二条第一項及び第三条並びに著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二十条、第二十一条の第二項ただし書、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項及び第二項（同令第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第二十六条第一項、第三十四条の三第三項（同令第三十四条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第三十四条の六、第三十六条第三項並びに第四十一条から第四十三条までの規定の適用については、第二条第一項及び第三条の規定中「文化庁長官」とあるのは「法第五条第一項に規定する指定登録機関」と、同令第二十条中「文化庁長官」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第五条第一項に規定する指定登録機関（以下単に「指定登録機関」という。）」と、同令第二十一条の二第二項ただし書、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条第一</p>

三十四条の三第三項、第三十四条の六、第三十六条第三項、第四十一条並びに第四十三条の規定中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」と、同令第二十三条第一項第六号中「登録免許税」とあるのは「登録免許税及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）第五条の手数料」とする。

項、第三十四条の三第三項、第三十四条の六、第三十六条第三項並びに第四十一条から第四十三条までの規定中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」と、同令第二十三条第一項第六号中「登録免許税」とあるのは「登録免許税及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）第五条の手数料」とする。